

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

蒲郡市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本地域は、気候が温暖であるため、このような条件に合う温州みかん等の果樹を中心とした農業生産が行われてきた。昭和40年代後半からハウスみかんの栽培が始まり、その後急速に拡大したが、現在は重油や資源費の高騰によりハウスみかんの栽培は減少している。また、花き、つまもの、イチゴ等の品目も生産されている。

しかし、農家数及び主業農家の割合の減少が進行している。そのなかで、施設園芸についてはわずかではあるが後継者が増える傾向にある。土地利用型農業については、担い手不足がみられ、それに伴い遊休農地が増加している。

このような状況を踏まえ、優良農地の保全と活用を図るため、意欲ある農業者への農地の利用集積を進めるとともに、農業用水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担を軽減して、担い手への農地集積に必要な環境を整備する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
蒲郡市	第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。